

**健康な歯をいつまでも**

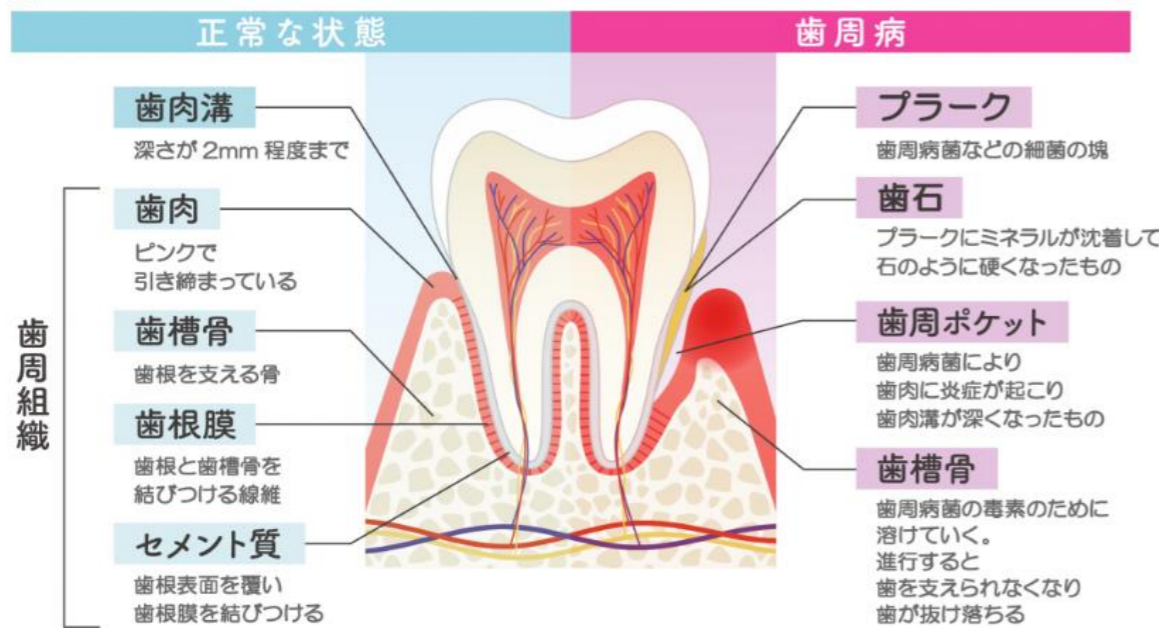
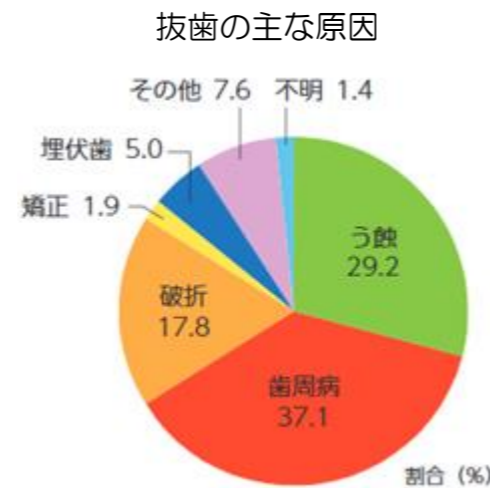
6月4日から10日は『歯と口の健康週間』です。  
この機会に自分の歯の健康管理を見直し、歯科疾患の予防に努めましょう。

**歯を失う最大の原因は「歯周病」！！**

日本では「**歯周病**」で歯を失う人が多くなっています。  
歯周病は、歯を支えている歯肉やあごの骨が徐々に破壊されていく病気です。

歳をとって歯が抜けるのは老化現象の1つだと思われがちですが、歯周病を正しく予防・治療すれば、いくつになっても自分の歯を保つことは可能です。

正しい治療やケアをせずに放置していると、やがて歯がぐらぐらになって抜歯を余儀なくされます。



**歯周病が起こりやすい方の特徴**

次のような方には、歯周病が起こりやすいことが知られています。

- 中年期以降の方
- 喫煙者
- 妊娠中
- 糖尿病にかかっている方
- 歯みがきのしかたが悪い方

これらにあてはまる方は、歯周病のリスクが高いと言われています。

**あなたは大丈夫？歯周病セルフチェック**

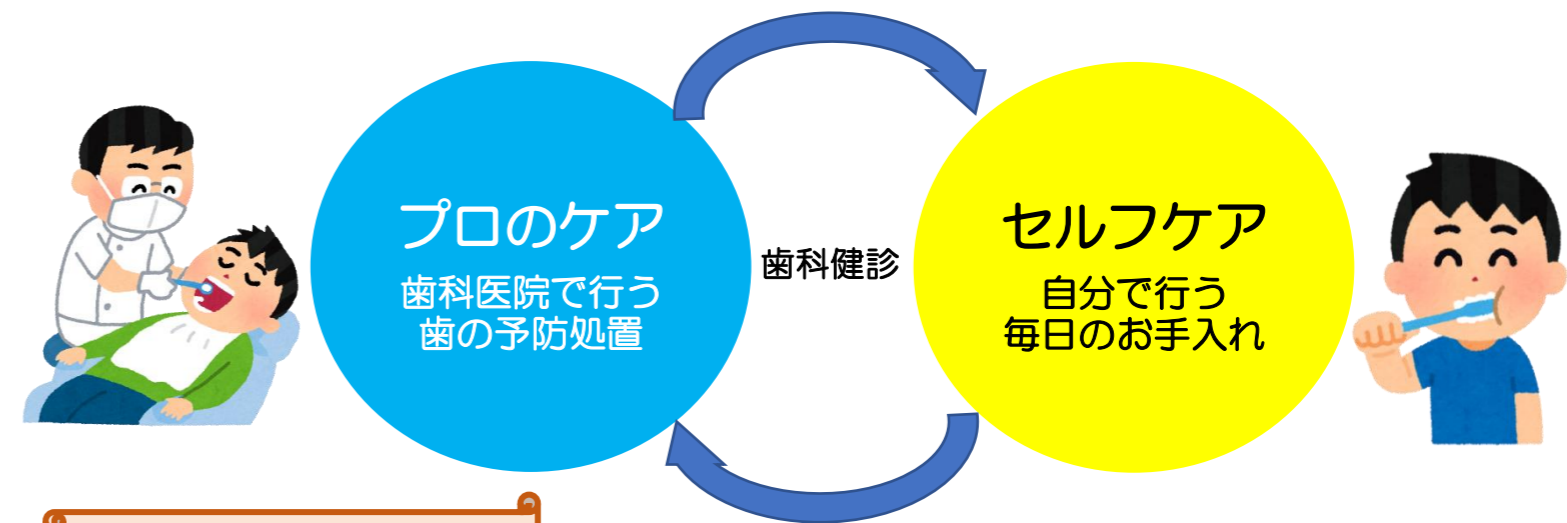
- 朝起きたときに、口の中がネバネバする
- 歯みがきのときに、出血する
- 硬いものが噛みにくい
- 口臭が気になる
- 歯肉がときどき腫れる
- 歯肉が下がって、歯と歯の間にすきまができてきた
- 歯がグラグラする

**1つでも気になるときは歯科受診を！**

歯周病はひどくなるまで自覚症状が少なく、気付いたときにはかなり進行していることも。初期のサインを見逃さず、早期発見することが大切です！

**予防のためにはどうしたらいいの？**

口のケアは毎日自分で行う「セルフケア」が基本となり、歯科で受ける「プロのケア」も必要です！！う蝕（むし歯）や歯周病の予防と早期発見・治療のために定期的に歯科健診を受けることは大切です。



**ご存じですか??**

有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務付けられています。（労働安全衛生規則第48条）

労働安全衛生規則が改正され、2022年10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられました。

ご自身の職場は該当していませんか？

※有害な業務とは（労働安全衛生法施行令第22条第3項）

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務